

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
5	R5.11.13	R6.1.11	①補助第86号線（赤羽西）道路予備修正設計（その5）報告書 ②補助第86号線（赤羽西）地下水調査（その2）報告書 ③補助第86号線（赤羽西）地下水調査（その3）報告書	※		1					1	1	1	1	1				（第7条第2号） 特定の個人を識別することができるため。 （第7条第6号） 公にすることにより捕獲等を容易にし、都が行う自然環境保全等に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第5号及び第6号） 都の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとともに、当該情報は重要種の位置に関する情報を含むため、公にすることにより捕獲等を容易にし、都が行う自然環境保全等に関する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第2号又は第3号） 当該車両が個人所有に係るものである場合は、特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号に該当し、また、法人所有に係るものである場合は公にすることで、特定日、特定の場所を当該法人の所有する車両が走行していたという内部管理情報が明らかとなり、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を下げると認められるため条例7条3号に該当する。 （第7条第5号） 都の機関における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な不利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第6号） 事業協力者との調整に係る内容で、公になることで協力者との信頼関係が失われ今後事業の協力が得られなくなるなど業務に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第5号） 都の機関及び他の地方公共団体の内部又は相互間における検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、確定した情報と誤解され、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当な不利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第4号） 公にすることにより犯罪の予防に支障をきたすおそれがあるため。	建設局 第六建設事務所 工事課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
6	R5.11.29	R6.1.12	恩賜上野動物園輸送施設事業検討調査 報告書及び図面集	※		1						1		1	1	1			（第7条第6号） ジャイアントパンダ繁殖研究プロジェクトに関する情報で、公になることで、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第5号） 都と他の地方公共団体相互間における協議に関する情報であって、公にすることにより、外部からの干渉を受けるなど、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため。 （第7条第7号） 公にしないとの条件で任意に提供された埋没物調査出力図であり、開示した場合、提供元との信頼関係が失われ、都の事業に協力が得られなくなるなど、今後の都の事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第6号） 乗り物の製品名等が記載されており、開示することによりどのような乗り物を検討していたのかが明らかとなることで、恩賜上野動物園における新たな乗り物の公募及び選定審査業務において公平性を損なうおそれがあるため。 （第7条第3号及び第6号） 事業者（見積会社）の経営上の情報であり、これらを開示した場合には他の会社に経営上の情報が知られることとなり、当該会社の競争上及び事業運営上の地位が損なわれると認められるとともに、恩賜上野動物園における新たな乗り物の公募及び選定業務において公平性を損なうおそれがあるため。	建設局 公園緑地部 公園建設課
7	R6.1.4	R6.1.15	城山川河川維持工事（その1）のしゅ ん工図一式 （個人情報を除く）	※	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公 文 書 の 件 名	総 枚 数	決 定 区 分					(根 拠 規 定) 条 例 7 条									不 開 示 理 由 等	所 管 局 部 課 等	
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号			
8	R5.11.21	R6.1.19	(1) 路面下空洞調査委託（道管の31）（単価契約） ア 設計書一式 ・設計概括書 ・内訳書 ・工程別内訳書 ・代価明細表 ・特記仕様書 ・箇所図 イ 委託着手届 ウ 委託完了届 エ 業務計画書（令和4年11月） オ 報告書 ・表紙 ・目次 ・業務概要 ・調査内容 ・調査結果 ・補修優先順位の提案 ・空洞調査調書（車道部） ・空洞調査調書（歩道部） ・打合せ記録 (2) 路面下空洞調査委託（道管の32）（単価契約） ア 設計書一式 ・設計概括書 ・内訳書 ・工程別内訳書 ・代価明細表 ・特記仕様書 ・箇所図 イ 委託着手届 ウ 業務計画書（令和5年10月）	※		1						1	1	1		1				(第7条第6号) 今後当局が行う類似委託の発注案件において予定価格が類推されることとなり、公正な入札等の遂行に支障を来すおそれがあるため。 (第7条第4号) 公にすることにより、偽造され犯罪に利用される可能性があるため。 (第7条第2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため。 (第7条第2号又は第3号) 当該車両が個人所有に係るものである場合は、特定の個人を識別することができるものであるため条例7条2号に該当し、また、法人所有に係るものである場合は、公にすることで、特定日、特定の場所を当該法人の所有する車両が走行していたという内部管理情報が明らかとなり、当該法人の事業運営上の地位その他社会的な地位を下げると認められるため条例7条3号に該当するため。	建設局 道路管理部 保全課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

[illegible]

令和５年度 公文書開示（１月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
10	R5.11.24	R6.1.23	・実施体系図 ・業務責任者通知書 ・営業経歴書 ・建築士事務所登録証明書（写） ・緊急時連絡体制 ・設計業務計画書 ・調査業務計画書	※		1					1	1	1						（第7条第2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 （第7条第3号） 葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに伴い、法人が独自に作成・提出した提案書を反映した部分であり、公にすることにより、当該法人が保有する企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第7条第3号） 法人の内部管理上の情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められるため。 （第7条第2号及び第3号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 葛西臨海水族園（仮称）整備等事業の入札手続きに伴い、法人が独自に作成・提出した提案書を反映した部分であり、公にすることにより、当該法人が保有する企画提案方法のノウハウが明らかとなり、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 （第7条第4号） 印影は、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にすることから、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 （第7条第2号及び第3号） 個人に関する情報で特定の個人を識別することのできる情報であるため。 法人の内部管理上の情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められるため。	建設局 公園緑地部 計画課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

[illegible]

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
13	R5. 11. 24	R6. 1. 23	・ 工程表	※	1															建設局 公園緑地部 計画課
14	R6. 1. 12	R6. 1. 24	下高井戸調節池監視制御設備工事における ・ 工事設計概括書 ・ 工事費総括書 ・ 工事総括書 ・ 種別内訳書（V、SP含む） ・ 代価明細表（V、SP含む） ・ 機械器具調書 ・ 材料品著書 ・ 諸経費計算書	※	1															建設局 河川部 改修課
15	R6. 1. 12	R6. 1. 24	下高井戸調節池監視制御設備工事その2における ・ 工事設計概括書 ・ 工事費総括書 ・ 工事総括書 ・ 種別内訳書（V、SP含む） ・ 代価明細表（V、SP含む） ・ 機械器具調書 ・ 材料品著書 ・ 諸経費計算書	※	1															建設局 河川部 改修課
16	R6. 1. 18	R6. 1. 26	平成8年2月7日付土地売買契約書	1		1							1						（第7条第4号） 偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。	建設局 北多摩北部建設事 務所 用地第一課
17	R6. 1. 19	R6. 1. 26	土砂災害防止に関する基礎調査（急傾斜地の崩壊）（急傾斜地の崩壊区域調書） 稲城市 坂浜、長峰一丁目 225002-K080、225002-K081、225002-K082 （個人情報を除く）	※	1															建設局 南多摩東部建設事 務所 工事課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整理 番号	請 求 年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定）条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
18	R6. 1. 22	R6. 1. 31	下高井戸調節池監視制御設備工事における ・ 工事設計概括書 ・ 工事費総括書 ・ 工事総括書 ・ 種別内訳書（V、SP含む） ・ 代価明細表（V、SP含む） ・ 機械器具調書 ・ 材料品著書 ・ 諸経費計算書	※	1															建設局 河川部 改修課
19	R6. 1. 19	R6. 1. 31	・ 南八王子地区兵衛川改修（その7） しゅん工図一式 ・ 南八王子地区兵衛川改修（その11） しゅん工図一式 ・ 南八王子地区平成6年度兵衛川（1 工区）しゅん工図一式 （個人情報を除く）	91	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
20	R6. 1. 19	R6. 1. 31	・ 南八王子地区兵衛川改修（その7） しゅん工図一式 ・ 南八王子地区兵衛川改修（その11） しゅん工図一式 ・ 南八王子地区平成6年度兵衛川（1 工区）しゅん工図一式 （個人情報を除く）	※	1															建設局 南多摩西部建設事 務所 工事課
21	R5. 12. 21	R6. 1. 31	希少猛禽類調査委託（4北南-小金井 3・4・11外1路線）の調査報告書 （令和5年9月 ○○作成）	※	1															建設局 北多摩南部建設事 務所 工事第一課

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号			9 号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

表の見方
＜決定区分＞
・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。
＜（根拠規定）条例7条＞
・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。
＜公文書の件名＞
・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。
＜公文書の枚数＞
・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。